

## 青森公立大学学務運営会議要綱

平成21年4月1日制定

改正 令和7年3月24日

(設置)

第1条 青森公立大学経営経済学部の教学に係る円滑な運営を図るため、青森公立大学学務運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 運営会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 授業の運営に関すること。
- (3) 試験・成績に関すること。
- (4) 学生の厚生・補導に関すること。
- (5) 学生の身分異動に関すること。
- (6) 授業料減免等に関すること。
- (7) 学生の賞罰に関すること。
- (8) その他学務に関すること。

(組織)

第3条 運営会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学部長
  - (2) 事務局教務学事グループリーダー
  - (3) 青森公立大学部局長会議規程（平成21年規程第13号）第5条第1項に規定する特別補佐である者のうち、学部長を補佐するもの
  - (4) 教務学事グループ教務・学生チームリーダー及び入試・就職チームリーダー
- 2 運営会議に、前条に規定する事項を円滑に処理するため、次の担当会議を置く。
- (1) 教務担当会議
  - (2) 学生担当会議
- 3 前項の担当会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 教務担当会議
    - イ 教務担当特別補佐
    - ロ 学部長が指名した教員若干名
    - ハ 教務学事グループ教務・学生チームリーダー
  - (2) 学生担当会議
    - イ 学生担当特別補佐

- ロ 学部長が指名した教員若干名
  - ハ 教務学事グループ教務・学生チームリーダー
- (任期)

第4条 前条第3項各号の構成員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 構成員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 運営会議に議長を置き、学部長をこれに充てる。

- 2 運営会議は、必要の都度開催する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 4 運営会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 運営会議の庶務は、事務局教務学事グループにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 (令和7年3月24日)

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。